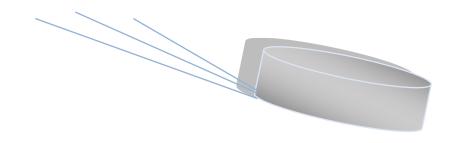




カイザーズクラブ アイスホッケースクール





kaisersschool agreement

カイザーズクラブ。アイスホッケースクール規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本スクールはカイザーズクラブ アイスホッケースクールと称する。 なお、本スクールは、特定非営利活動法人 関西大学カイザーズ総合型地域スポーツ・文化クラブ(以下「関西大学カイザーズクラブ」という。)の定款第5条第1項第1号に定める「各種スポーツ及び文化スクールの企画・運営事業」として位置づける。

(目的)

- 第2条 本スクールは、スクール生の次に掲げる力を育てること及びアイスホッケー 競技の普及活動を通じて地域社会の発展に寄与することを目的とする。
 - (1)礼儀、道徳などの文化力
 - (2)積極的にスクール活動に参加する行動力
 - (3)チームワークとスポーツマンシップなどの社会力
 - (4)アイスホッケー競技を通じた身体力
 - (5)利用会員相互の交流を通じて培うチームスポーツにおける創造力

(活動)

- 第3条 本スクールは、前条の目的達成のために次の活動を行う。
 - (1)アイスホッケーの練習・各種試合、大会への参加
 - (2)アイスホッケー普及振興のための活動
 - (3)利用会員相互の親睦活動
 - (4) その他、本スクールの目的達成のために必要な活動

第2章 組織

(クラブの構成)

- 第4条 本スクールは第2条の目的に賛同する構成員からなり、次の組織で構成する。
 - (1)コーチングスタッフ(監督・コーチ)
 - (2)利用会員(スクール生及び保護者)

第3章 会員

(入会資格)

第5条 本スクールに入会する者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 当該年度4月1日現在において、満4歳から満14歳までであること
- (2)運動に耐える健康を有していること
- (3)本会の目的に賛同し、監督の認めた者であること
- (4)本スクールの諸規定を遵守できる者であること
- (5)入会のために必要な手続きを済ませ、会費を納入していること
- (6)アイスホッケーに情熱を注ぎ、意欲を持って取り組めること

(入会)

第6条 本スクールへの入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 入会後、入会時の記述事項に変更が生じた場合は、本スクールに速やかに届け出なければならない。

(退会)

第7条 本スクールの退会を希望する者は、退会希望日の1ヵ月前までに本スクールに届け出なければならない。

なお、退会後6ヵ月間は再入会を認めないものとする。

(除名)

- 第8条 本スクールは、利用会員が次の各号の一に該当するに至った場合は、除名することができる。
 - (1) 本規約の要件を満たさない場合
 - (2) 本スクールや構成員の名誉を著しく傷つけた場合

(資格の喪失)

- 第9条 スクール生が次の各号の一に該当するに至った場合は、その資格を喪失する。
 - (1)退会届の提出をした場合
 - (2)本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けた場合
 - (3)正当な理由なく1年以上会費を滞納し、催促をしてもそれに応じず、納入しない場合
 - (4)除名された場合

(会 書)

第10条 利用会員は、次に定める会費を支払わなければならない。

なお、既に納入した会費は、スクール生がその資格を喪失しても返還しない。

- (1)月会費 ¥6,000
- (2) 経費
- ア 外部での試合引率及び指導に関する費用(練習試合含む) ¥1,000/日

イ その他必要な経費

第4章 運営

(運営・指導)

第11条 本スクールの運営は、関西大学カイザーズクラブ運営委員会の委員となっているスクール代表者(以下「スクール代表者」という。)がこれを行い、利用会員の指導については監督に一任することとする。

なお、スクール生に対する指導は、コーチングスタッフが行い、本スクール活動中は、コーチングスタッフ以外の保護者等からの指示行為を控え、スクール運営の支障とならないよう協力しなければならない。

(推進委員会)

第12条 スクールの円滑な運営を推進するため、スクール代表者の指示により推進委員会を設ける。

なお、推進委員会の構成員を推進委員とし次のとおりとする。会計は兼務 できるものとする。

(1)スクール代表者 1名

(2)監督 1名

(3)コーチ 若干名

(4)保護者代表 3名

(5)会計 1名

(推進委員会の任務)

第13条 推進委員会の任務は次のとおりとする。

- (1)スクール代表者は本スクールを代表し、会務を統括する。
- (2)推進委員は本スクールの会務を分担する。
- (3)会計は本スクールの会計全般の会務を行うものとする。

第5章 会議

(推進委員会)

第14条 推進委員会は次の事項を協議し決定する。

- (1)活動・予算の執行に関すること
- (2)活動報告・決算報告書の作成に関すること
- (3)活動計画案・予算案の作成に関すること
- (4) その他総会により委任された事項の執行に関すること
- 2 推進委員会はスクール代表者が招集し議長となる。
- 3 推進委員会は出席者の過半数とする。

(総会)

- 第15条 本スクールの総会は毎年1回開催することとし、スクール代表者が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。総会は諮問機関で次の事項を承認する。
 - (1)活動報告・決算に関すること
 - (2)活動計画・予算に関すること
 - (3)本規約の改定及び変更に関すること
 - (4) その他本スクールに関して重要な事項
 - 2 総会はスクール代表者が招集し、議長となる。
 - 3 総会は成人構成員の2分の1以上の出席をもって成立とする。なお、委任状により出席会員を代理人とする場合は出席とみなす。

第6章 会計

(資金の管理)

第16条 本スクールの資金は推進委員会が管理し、会計が会務を行うこととする。

(予算及び決算)

第17条 推進委員会の予算及び決算は、年1回会計年度終了時に構成員に報告を行い、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 18 条 本スクールの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終了する。

第7章 事故

(事故の責任)

第 19 条 利用会員はスクール活動に際しては、本スクールの諸規定並びに施設管理 責任者及び指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとし、 万一事故、傷害等が発生しても、本スクール及び指導者に対し一切の損害 賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

- 第20条 スクール生は、本スクール指定の保険に加入しなければならない。本スクールは、その活動中の傷害等について、指定保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。
 - 2 保険加入の手続きは、推進委員会がとりまとめて行う。
 - 3 第12条に定める推進委員の中で、スクール生への指導において傷害

等の恐れがある者は、本スクール指定の保険に加入する。その保険料は、 本スクールが負担する。

第8章 細則

(細則)

第21条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、推進委員会にて審議 し、関西大学カイザーズクラブ運営委員会の承認を経て、スクール代表者 が執行する。

附則

施行期日 2015年4月1日 施行 2016年4月1日 施行 2024年6月30日 施行